

「ひろさき多子家族応援パスポート事業」対象施設リスト

番号	施設名	施設・設備		お問合せ先(電話番号)
		無料化の対象(利用条件)	対象外	
1	中央公民館	プラネタリウム観覧	会議室等	0172-33-6561
2	郷土文学館	郷土文学館観覧		0172-37-5505
3	河西体育センター	アリーナ・プール共用・多目的広場	アリーナ・プール専用、テニスコート	0172-38-3200
4	弘前B&G海洋センター	競技場・武道館・芝生広場共用	競技場・武道館・芝生広場専用、会議室	0172-33-4545
5	運動公園陸上競技場	陸上競技場共用	陸上競技場専用	0172-27-6411
6	市民体育館	競技場共用	競技場専用、会議室	0172-36-2515
7	笹森記念体育館	武道館・競技場共用、トレーニング室共用(トレーニング室を小学生以下が使用する場合は、保護者の同伴が必要です。)	武道館・競技場専用、トレーニング室専用	0172-37-5508
8	新和地区体育文化交流センター	体育室共用	体育室・その他専用	0172-72-0055
9	裾野地区体育文化交流センター	体育室共用	体育室・その他専用	0172-99-7072
10	温水プール石川	プール共用	プール専用	0172-49-7081
11	第三市民プール	プール共用	プール専用	0172-40-7115
12	城北ファミリープール	ファミリープール共用		0172-40-7115
13	弘前公園(弘前城)	本丸・北の郭入園		0172-33-8739
14	弘前城植物園	植物園入園		0172-33-8739
15	藤田記念庭園	記念庭園入園	洋館(会議室)、茶屋(松風亭)	0172-37-5525
16	弥生いこいの広場動物広場	動物広場入場	ボート、乗馬・馬車、オートキャンプ場	0172-96-2117
17	清水交流センター	集会室兼軽体育室共用	集会室兼軽体育室・その他専用	0172-87-6611
18	宮川交流センター	集会室兼軽体育室共用	集会室兼軽体育室・その他専用	0172-36-2611
19	南富田町体育センター	体育室共用	体育室専用	0172-34-6122
20	金属町体育センター	体育室共用	体育室専用	0172-87-2482
21	サンライフ弘前	体育室・トレーニング室共用(トレーニング室を中学生以下が使用する場合は、保護者の同伴が必要です。)	体育室・その他専用	0172-27-2811
22	町田地区ふれあいセンター	体育室共用	体育室・その他専用	0172-32-8980
23	千年交流センター	体育室共用	体育室・その他専用	0172-87-5519
24	北辰学区高杉ふれあいセンター	体育室共用	体育室・その他専用	0172-95-3601
25	岩木B&G海洋センター	体育館・トレーニングルーム・プール・多目的広場共用	体育館・トレーニングルーム・プール・多目的広場専用、会議室	0172-82-5700
26	岩木山総合公園	体育館共用、トレーニング室共用(トレーニング室を小学生以下が使用する場合は、保護者の同伴が必要です。)	体育館専用、テニスコート、多目的グラウンド、野球場、宿泊所、野外ステージ	0172-83-2311
27	弘前克雪トレーニングセンター	トレーニング室共用(トレーニング室を小学生以下が使用する場合は、保護者の同伴が必要です。)	主練習場、投球練習場、相撲練習場、会議室、トレーニング室専用	0172-27-3274
28	博物館	博物館観覧		0172-35-0700
29	岩木川市民ゴルフ場 ニュースポーツコース	スナッグゴルフ、グランドゴルフ、ターゲットバードゴルフ等のニュースポーツコース共用	ゴルフコース・ニュースポーツコース専用	0172-36-7855
30	高岡の森弘前藩歴史館	高岡の森弘前藩歴史館観覧		0172-83-3110
31	旧第五十九銀行本店本館	旧第五十九銀行本店本館観覧		0172-36-6350
32	弘前れんが倉庫美術館	弘前れんが倉庫美術館展覧会観覧料		0172-32-8950

【ひろさき地方創生パートナー企業】

番号	企業名	応援内容	お問合せ先(電話番号)
1	有限会社 丸一石油商会	パスポート提示で、ガソリン・軽油代を店頭価格から3円引きで販売	大字一町田字村元608-3 0172-82-2751

※ ひろさき多子家族応援パスポートの内容については、こども家庭課家庭給付係(40-7039)までお問い合わせください。

※ 施設の行事や休館日などがありますので、ご利用の際は、事前に各施設へお問い合わせください。

※ 個人使用を対象としているため、事前予約はできません。

※ 2024年度ひろさき多子家族応援パスポートの有効期限は、2025年3月31日です。